

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。  
中学校の表中大阪市立咲くやこの花中学校の項の次に次のように加える。

大阪市立第131中学校                      大阪市住之江区南港中2丁目

高等学校の表中大阪市立汎愛高等学校の項の次に次のように加える。

大阪市立第21高等学校                      大阪市住之江区南港中2丁目

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成28年11月30日提出

大阪市長    吉    村    洋    文

説 明

大阪市立学校として第131中学校及び第21高等学校を設置するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市立学校設置条例 (抄)

本市に幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省 略

中学校

名 称 位 置

省 略

大阪市立咲くやこの花中学校 省 略

大阪市立第131中学校 大阪市住之江区南港中 2 丁目

省 略

高等学校

名 称 位 置

省 略

大阪市立汎愛高等学校 省 略

大阪市立第21高等学校 大阪市住之江区南港中 2 丁目

省 略